

表 自治体ごとの発達障害児への支援員人数(支援学級への配置含む)

自治体名	支援員数	児童生徒数	支援員一人あたりの児童生徒数
船橋市	76	48,670	640.4
市川市	117	31,514	269.4
習志野市	86	12,977	150.9
八千代市	75	16,284	217.1
浦安市	153	13,694	89.5
松戸市	117	34,397	294.0
柏市	131	31,933	243.8
鎌ヶ谷市	83	8,416	101.4

発達障害児童生徒への支援員配置 遅れた船橋市に抜本増員を求める

発達障害などの児童生徒の学習支援、健康安全確保、周囲の

児童生徒の障害理解促進等を行うために特別支援教育支援員

(以下支援員)が配置されています。

2007年から国の財政措置も始まり、制度が幼稚園や高校にも広がり、国が全国に予算措置した配置数も当初の各校1人相当から1・5倍に増えています。

今年度、船橋市内の通常学級に在籍する障害のある児童・生徒は859人で、そのうち発達障害の児童・生徒は536人ですが、支援員の配置人数はわずか26人です。小中学校は82校ありますが、各校1人の体制にも遙か及びません。

どういう基準で配置している

特別支援学校バス 委託介助員で車内混乱

市立船橋特別支援学校のスクールバスを購入する議案が市長から提案されました。現在8コース8台のバスを運行していますが、このうち3台は市保有バス、5台は業者の貸切バスです。今回の議案は新たにバス5台を購入し、来年度から全8台を市保有バスとするものです。

現在バス1台につき2名の介助員が同乗していますが、市保有バスの介助員は市の職員、貸切バスの介助員は業務委託です。新規の5台分については引き続き介助員を業務委託するとしていますが、委託の介助員については保護者から様々な声が寄せられています。

「委託のバスは介助員が男性のみの時がある。バスのおむつを替える介助もある。女の子もいる。2

人のうち1人は女性を入れてほしい」という声を紹介。早急な対応を求めました。教育委員会学務課長は「業者と協議して対応したい」と返答。また、「校外学習でもバスを使う。委託バスの介助員はバスの外の介助は一切やらない。すると外での介助に人手が足りなくなる。現地で介助も少しはやってほしい」という声を紹介し改善を求めました。

「5年間委託バスを利用したが車内が混乱し、同乗するのが耐えられなくなってバスを移った。やはり市の介助員さんは学校内でも介助してください」という声も紹介。委託の介助員のバスで混乱が生じていると

「介助員は、学校内での介助も行い、子どもたちの状態を日常的によく把握して業務にあたる必要がある。(新規に購入するバスも)現行の市保有バスと同様、市の職員を配置すべきではないか」と質しました。学務課長は、委託で行うとして、「専門的な立場からの研修の機会を設けられるよう協議している」と答弁しました。

介助員の業務委託には無理があります。そもそも現行の委託業者との契約書や仕様書では、「介助員」ではなく「添乗員」とされています。しかしバスの性質上、一般的な「添乗員」ではなく、特別な支援を必要とする子どもたちに適切な対応ができる本来の「介助員」である必要があります。人員配置のあり方について引き続き改善を求めていきます。

のかと質問すると「適切なところで適切に配置している」と学校教育部長は答えます。

実態はどうなっているか。市内の小中学校では「発達障害の児童の学習が遅れてしまっている。椅子に座ってられない児童がいて混乱してしまう」「通常学級に通える発達障害の児童が、特別支援学級に通わざるを得ない」等、支援員が配置されれば支援できる子どもたちが、支援員が配置されないため、当事者の子どもも、周りの子どもたちも、担任もつらい思いをしています。学校からは「支援員をもっと配置してほしい」という声があるにもかかわらず船橋市は応えてこなかったのです。

表は近隣市の配置状況ですが、船橋市の配置数の少なさは特別

日本共産党船橋市議団主催

無料法律相談

7月18日(水)
8月20日(月)

弁護士が相談を受けます
労働相談も受けています

会場：中央公民館
時間：午後1時～4時
要予約 ☎436-3030